

## 約束的禁反言について(その1)

安藤 誠二

常に変わらず、馬場壮年、千葉青年、土井青年の三人は一緒に荒井老年の家を訪ねた。居間に通されると、荒井老人はこちらに背を向け机の上で何やら揃えている。今年の春先、25年ぶりに訪れたコート・ダジュールとプロヴァンスの写真を整理しているようだ。旅の話をもてなしているのに、一向に聞かせて貰えぬのは、どうも旅行記を書き綴っているためらしい。挨拶もそこそこに研究会が始まった。

荒井(A)「今日の論議は、約因の伴わない約束(promise without consideration)が法的に強制可能(legally enforceable)となるのは、どのような場合であるかをテーマにします。」

馬場(B)「約束的禁反言(promissory estoppel)ですね。」

千葉(C)「直訳的に過ぎ、難解な術語です。」(笑い)

荒井「取り敢えず、『約束に関する禁反言』と理解して下さい。」

土井(D)「それでは、普段耳にするエクウィティー上の禁反言(equitable estoppel)は『事実の表示に関する禁反言』ですか？」

荒井「いつもながら察しが宜しい。(笑い)このような表現が一般的とも思いませんが、約束(promise)と事実の表示(representation of fact)を対語として一応念頭に置くと、これからの論議が理解し易いと考えます。」

千葉「約束に対する約因、つまり対価(quid pro quo)が存在しなければ、契約は成立しません。交換取引を前提としない約束に法的強制可能性を考えるのも妙ですね。」

荒井「実はそれが本日の眼目です。解決策は二つ考えられます。一つは受約者の信頼(reliance)を約因の代替物と考え、契約が成立したものと見なすのです。」

馬場「約因の例外ですね。」

千葉「いよいよ判らない。」(笑い)

荒井「第二は、交換取引の原理(bargain principle)には限界があると割り切り、契約違反に代わる特別の救済を、受約者の信頼行為(action in reliance)を基礎に構築するのです。」

千葉「信頼が問題の要であるらしいことには大凡の察しがつきましたが、依

然として五里霧中の感です。」(笑い)

馬場「何れにせよ、約束的禁反言の法理は実際の事例に則して考えなければ、理解困難です。」

荒井「今までの話は忘れて下さい。(笑い)白紙でスタートしましょう。現時点では予備知識は不要です。」

千葉「それも不安ですから、何か一つヒントを。」(笑い)

馬場「荒井さんは忘れろと言われましたが、今までの会話がプレリユードであることは間違いありません。」

千葉「プレリユード?前口上にしては難解です。」

馬場「前口上ではありません。典雅な前奏曲です。」(笑い)

荒井「ユスティニアヌス法典に、『何人も行為の意図を変更して他人を害してはならない。』との定めがあります。これが原点です。」

千葉「ウン?ローマ法は不得手です。」(笑い)

荒井「それでは、土井君に第一の判例を報告願います。」

土井「承知しました。1898年に現れたネブラスカ州最高裁の判決リケッツ対スコットホーン事件です。週給\$10で会計係を務めていた女性の祖父が、或る朝彼女を店に訪ね、胸の内ポケットから取り出した一通の約束手形を手渡しました。そこには次のような文面が記されていたのです。『1891年5月1日。私はカティー・スコットホーンに対し\$2,000を、年利を6%として、要求あり次第支払います。』」

千葉「二人の間に会話はあったのですか?」

土井「祖父は、『俺の孫は誰も働いていない。これでお前も働かなくて済むよ。』と言いました。彼女は祖父にキスし、泣き出しました。」

千葉「リアルな表現ですね。」(笑い)

土井「店頭に住合わせた同僚女性の証言です。そのうえ、彼女の母親が父親である祖父を直後に訪ね、同一事実を確認していました。孫の女性は直ぐさま雇主に申し出て、仕事を辞めました。その後1年以上、彼女は働いていないのですが、1892年の9月に、祖父の同意を得て、祖父が紹介した店で再度働き始めました。祖父は1894年6月に死亡しました。」

千葉「それまでに、彼女はいくらかお金を受け取っていましたか?」

土井「祖父は1年間だけ手形金利を支払っていました。死の直前に、彼は残額を支払えなかったと悔やんでいました。しかし、1892年の夏に、祖父は娘に向かって、オハイオ州の農場を売ればその代金で手形が支払えると言っていました。生前祖父は手形債務を一度も拒絶していません。」

千葉「女性は祖父の遺言執行人を訴えて、手形の支払いを求めたのですね。」

土井「原告の主張によれば、手形振出しに対する約因は、彼女が会計係とし

て働いていた店を退職し、生計を立てるために働くのを辞めることでした。また原告は、手形が彼女の職業放棄の誘因となったこと、更に手形とその金利が生活の糧になると信頼して当時働いていた職を抛ったことを申し立てました。被告はこの申し立てを否認しました。」

馬場「重要な事実に関して当事者間に争いはないのですね。」

土井「そうです。陪審審理の必要性もなく、争点は法律問題に限られました。一審で敗訴した遺言執行人は上訴しました。」

千葉「約束手形を受け取った孫娘が、その引き替えに、何らかの約束をしたとか、約因の有無が問題です。」

土井「ネブラスカ州最高裁の判断はこうです。『原告が行おうとする特定の行為、または行うことへの合意が約因となって、約束手形が手渡されたのではないことは、同僚と母親の証言から事実である。原告側には何かを行い、または行わないとの約束はない。手形で約束された金額を受領する彼女の権利は、当時働いていた店を辞めるとか、将来同様の仕事をしないことに左右されない。祖父は何の条件も附けず、どの様な要求もしていない。』」

馬場「祖父は代償(quid pro quo)を強いていないのです。」

千葉「祖父は見返りを求めているのではありませんから、手形は贈与(gratuity)となります。」

土井「原告が働こうが、遊んで暮らそうが意のままに、自立させることが祖父の目的だったのです。会計係を辞めたのも全く彼女の自由意思であり、手形を受け取ったとき引き受けた契約上の義務を履行する行為ではないとの最高裁判断でした。」

千葉「本件の証書は価値ある約因無しに与えられたのですから、そこに記載された金額を将来贈与するとの約束に過ぎません。通常であれば、そのような約束は約束手形の形式を取っていたとしても、強制することができません。」

馬場「とは言っても、手形を受領した教会、大学、その他類似の公益施設が、手形を信頼して金銭を費消し、または義務を負担した後、手形金額の支払請求訴訟を起こしたとき、約因の欠如を理由とした抗弁が成功しなかった事例が数多くあります。この種訴訟では、必ずと言って良いほど、贈与または献金と呼ばれていますが、一般に判決は、約束を信頼した受領者による金銭の費消または義務の引き受けが価値あり且つ十分な約因を構成するとの理由を根拠にしています。」

土井「判決もそのような判例に言及しています。しかしネブラスカ州最高裁によれば、これら先決判例が採用した真の理由は、被告による約因の否

認を、禁反言の法理(the doctrine of estoppel)を根拠に、妨げることにあつたと理解できるのです。」

千葉「禁反言を定義して下さい。」

馬場「ここで問題となるのは行為による禁反言(estoppel in pais)でしょうが、それは、権利を主張する相手となる当事者の真意または表見意思に従って権利者の立場の不利益な変更が誘発される相手方当事者の行為乃至認容から発生する権利です。」

土井「州最高裁は、効力が争われている手形には有効な契約に必須の一要素が欠けていると、被告が主張することを妨げるべきエクウィティー上の禁反言が、本件事情の下で、存在するか否か自問しています。」

千葉「有効な契約に必須の一要素とは約因のことですね。答えは Yes ですか？」

土井「はい。争いのない事実から推論できることですが、祖父は孫娘が仕事を放棄するよう疑いもなく望んでいました。また、望んでいようがいまいが、彼の贈与があればその合理的且つ蓋然的結果として、彼女が仕事を辞めるであろうと祖父が考えるのは全く自然なことです。そこで結論ですが、判決はこう言っています。期限が到来すれば手形が支払われるであろうことを信頼した原告に対して、立場を悪化させるように意図的に影響を与えたからには、手形作成者、またはその遺言執行人が、約束には約因が伴わないとの理由で支払いを拒むことを許せば、甚だしい不公平をもたらすこととなります。原告の申し立てには、エクウィタブル・エストoppelの要件が含まれていましたし、それは証拠によって立証されたのです。一審判決は覆されました。」

千葉「エクウィタブル・エストoppelの要件とは？」

馬場「土井君の説明に、『手形が彼女の職業放棄の誘因となったこと、更に手形とその金利が生活の糧になると信頼して当時働いていた職を抛った』とありました。」

千葉「迂闊でした。」(笑い)

荒井「土井君ご苦労様でした。この事件の判決は既に確立していた禁反言法理を機械的に適用した以上の意味合いがあります。伝統的な禁反言の事例では、一方当事者が事実を表示し、他方当事者がこれを信頼する構図です。もし他方当事者が当該表示を信頼して何らかの行為を既に開始していたとすれば、反言を禁じられた当事者は自らの先の表示の真実性と矛盾する事実を申し立て、または証明することを禁じられるのです。ところが、このリケッツ対スコットホーン判決のような事例は、事実の表示(factual representation)ではなく、約束(promise)に関係します。それだ

けではありません。禁反言の概念が請求の法的基礎として、積極的に (affirmatively)用いられているのです。」

馬場「伝統的な禁反言法理は相手の主張を阻む防禦的なものでした。」

千葉「今日の論議の冒頭で、約束的禁反言を約束に関する禁反言と言い換えられた意味がようやく理解できました。」

馬場「しかしこの判決の時代には未だ約束的禁反言という言葉は現れていません。」

千葉「落胆させないで下さい。」(笑い)

荒井「失望することはありません。術語は兎も角として、千葉君の理解は正しいのです。」

千葉「救われました。」(笑い)

荒井夫人が茶菓を揃えてくれたので、一息入れることになった。荒井老人が一枚のレコードを選んでプレーヤーに置いた。曲はパガニーニの小品集らしい。「魔女の踊り」、「G線上のファンタジア」に続き「無窮動」が終わったところで研究会を再開した。皆ヴァイオリニストが誰か訝りながら。

馬場「第一の判例を親族間約束(family promises)の範疇に含めるとして、次に取り上げる判決はどの様な部類に属するものですか？」

荒井「慈善のための寄付金(charitable subscription)です。ベンジャミン・カードゾ判事が未だニュー・ヨーク州最高裁首席判事であった時の判決です。」

千葉「ホームズの退任後、その空席を継いで連邦最高裁判事になったベンジャミン・ネイザン・カードウゾウ(Benjamin Nathan Cardozo)ですね。前に経歴を伺いました。」

荒井「千葉君が思わぬヒントを与えてくれました。」

千葉「何ですか？」(笑い)

荒井「オリヴァー・ウェンデル・ホームズ・ジュニア(Oliver Wendell Holmes, Jr.)です。無償約束(gratuitous promise)に拘束力を与えることに否定的な見解を示した判決が、彼のマサチューセッツ州最高裁判事時代にあるのです。簡単に紹介します。彼はこう言っています。『受約者が無償約束を信頼して後日行動したために無償約束に拘束力を与えるとすれば、約因法理を根底から覆すこととなる。』信頼法理により約因法理が浸食されることを予見し、警鐘を發したと考えるのも良いと思います。」

馬場「しかし歴史の流れに逆らうことは無理だったのですね。」

千葉「信頼法理が約因法理を浸食という表現には、多少無理があるのではな

いでしょうか？約因の給付(furnishing of consideration)自体が信頼の上に成り立っています。」

荒井「これは一本取られました。(笑い) 売主が商品を引渡すことを信頼すればこそ、買主は商品代価を先払いします。この支払が約因となって、売主の販売約束が拘束されるわけですね。」

千葉「しかし荒井さんが言わんとされる趣旨には納得していました。」

荒井「ご理解頂いて有り難うございます。(笑い) 協道に逸れましたが、続いて土井君にカードゥゾウ判決の解説をお願いします。」

土井「解説ではありません。単なる報告です。」

千葉「今日は控えめですね。」(笑い)

土井「教養学科に主力を置くアレゲニー大学が追加基金として\$1,250,000 を募集したところ、メリー・イエイツ・ジョンストンという名の婦人が『遺産誓約』と題した文書を作成して、大学に対して\$5,000 の支払いを約束しました。文書には『この贈与はメリー・イエイツ・ジョンストン記念基金と名付け、基金からの収益は聖職者を志す学生の教育に当てなければならぬ。』と書かれていました。\$5,000 は婦人の死後 30 日を経て支払われることになっていたのですが、内金\$1,000 が生前に支払われたため、大学は婦人の求める用途に将来充当すべくこれを積み立てたのです。ところが、婦人は後になって約束を撤回し、遺産誓約の履行を拒絶しました。」

千葉「約束の履行強制が可能かどうかの問題ですね。」

土井「婦人の死後 30 日が経過した時、大学は婦人の遺言執行人を訴え、未払いの\$4,000 を請求しました。遺産誓約の文書には、『キリスト教教育に対する私の関心、及び他からも募金が為されることを考慮して(in consideration of)』との前書きがありました。」

千葉「婦人の関心や他人の募金は、婦人の不利益または大学の利益の何れにも相当しませんから、法的な約因(consideration)となりません。」

土井「カードゥゾウ判事は、大学の応答約束(return promise)の存在を次のように推定して、これを婦人の約束に対する約因と認めたのです。つまり、約諾者は自己の名を不朽のものとするため、贈与にメリー・イエイツ・ジョンストン記念基金の名を冠することを求めました。大学が\$1,000 の内金を受領した瞬間に、記念基金創設の精神を正当に具現化して、基金を維持するため慣習上または論理上必要とされる如何なる行為をも履行する義務の引受け(assumption of duty)が為されたのです。贈与金の条件にとらわれずに大学が内金を受領することは不可能でした。」

千葉「それでは約束的禁反言と何の関係もない。」

土井「いいえ。カードゥゾウ判事は約束手続の現況について詳しく論じています。但し本件事案では、当時は革新的な約束手続に頼ることなく本筋の約因で解決できると判事は考えたのです。」

馬場「後は私が引き継ぎます。カードゥゾウ判事はこう言っています。『最近になって、約因の代替(substitute for consideration)、または約因に通常求められる要件の例外(exception to ordinary requirements of consideration)として、約束手続と呼ばれる法理が発展してきました。ニュー・ヨーク州に於いて、約因の一般的原則が修正を受けたと言えるほどに、その例外が勢いを増しているかどうか、ここでは敢えて言及しません。シーゲル対スピア事件判決はその道標であるかも知れません。しかし、少なくとも、慈善のための寄付金に関しては、約束手続法理を約因と同価値のもの(equivalent of consideration)として当裁判所は採用してきました。』つまり判事は、約因による立論が無理であれば、約束手続法理を採用する心構えであったようです。」

千葉「それにしても二股を掛けるとは不可解です。」

馬場「リップソン教授の説くところによれば、カードゥゾウ判事の悩みは、約因の側には確固たる原則と不安定な事実が共存する一方において、他方約束手続の側には不安定な原則と確固たる事実が共存することになったのです。」

千葉「約束手続は未だ不安定な原則(shaky rule)だったのですね。」

荒井「実はこのカードゥゾウ判決は難解なのです。コネフスキー教授による『アレゲニー事件に於けるカードゥゾウを如何に読むべきか、または少なくとも誤解してはならないか』と題する論攷が存在するくらいです。」

千葉「約束手続を約因の代替と見なした判例には、今まで話題に上った親族間約束と慈善のための寄付金の他に、どのようなものがあるのですか？」

荒井「土地の譲渡に関する約束や無償寄託に伴う約束があります。それでは事前準備も整ったようですから、いよいよ契約法リステートメントのセクション 90 に話題を移しましょう。」

千葉「未だ本論に入っていなかったのですか？」(笑い)

馬場「リステートメントの条項中最も注目を集めたのがセクション 90 です。試訳しますと、こうです。『受約者の側に於ける明確性且つ実質性を帯びた行為または受忍の誘因となることを約諾者が理の当然として期待して為され、且つ斯かる行為または受忍を実際に誘発することとなった約束は、当該約束を強制することによってのみ不公正が回避し得るときは、拘束力を受ける。』これが第 2 次リステートメントでは次のように変わ

っています。『受約者または第三者の側に於ける行為または受忍の誘因となることを約諾者が理の当然として期待して為され、且つ斯かる行為または受忍を実際に誘発することとなった約束は、当該約束を強制することによってのみ不公正が回避し得るときは、拘束力を受ける。違反に与えられる救済は公正の観点から必要とされる限度に制限される。』これが約束的禁反言の定義と言って良いのでしょうか、リステートメントでは約束的禁反言の語は用いられていません。」

土井「第2次リステートメントでは、相手方に『第三者』が加えられ、更に、行為または受忍にかかる『明確性且つ実質性を帯びた』の修飾が削除されています。」

千葉「それに、救済の制限に関して新たな一文が追加されていますね。」

荒井「イェール大学のアーサー・コービン教授(Prof. Arthur Corbin)は、契約法(第1次)リステートメントの報告者であるハーヴァード大学のサミュエル・ウィリントン教授(Prof. Samuel Williston)に、交換取引の約因が欠如しているにも拘わらず救済が認められた一連の事例を示したそうです。ところが、これらの事例がリステートメントの根幹となる交換取引原則と調和し得ないため、ウィリントンは補完策として信頼を基礎に置いたセクション90を追加せざるを得なかったのです。このようにして交換取引原則に基づく約因のアンティテーゼとも言えるセクション90が誕生しました。これはグラント・ギルモア教授(Prof. Grant Gilmore)がコービンから直接聞いた話としてその著書『契約の死』の中で披露しています。」

千葉「コービン教授は、その死に至るまで、契約法(第2次)リステートメントの編纂顧問でしたね。」

土井「約因のアンティテーゼと言っても、私の報告した事例では信頼を約因の代替と解釈していました。」

荒井「そうですね。ウィリントン自身も当初はそのように考えていたようです。ところが、論議の冒頭に簡単に触れましたが、今日では契約違反に代わる特別の救済が、受約者の信頼を基礎に構築されつつあります。禁反言法理の拡張と言っても良いでしょう。それでは今度は馬場君に判例紹介をお願いします。」

馬場「1948年にコロンビア特別区の連邦控訴裁判所が下した判決です。被告はエマーソン・ラジオ蓄音機会社のコロンビア特別区に於ける地域卸売業者です。原告は被告の勧めに従い、エマーソン製品の小売り販売店資格、つまりフランチャイズ資格を申請しました。被告は申請書を受領したこと、エマーソン社によってフランチャイズ資格が与えられる見込



みであること、及び当初納入されるラジオの数は 30 乃至 40 台であろうことなどを原告に説明しました。しかしラジオは納入されず、最終的にフランチャイズ資格は認められませんでした。」

土井「エマーソン社と原告の間にフランチャイズ契約が成立していないだけでなく、原・被告間の契約も成立したかどうか疑わしい。」

馬場「しかし事実審裁判所は、被告の表示と行為(representations and conduct)が誘因となって原告はフランチャイズ資格取得を前提とした営業開始準備の費用を支出したと認定しました。実際に、原告は販売員を複数人雇い入れ、ラジオの販売勧誘も始めていました。」

千葉「信頼を約因の代替と見なすとしても、そもそもそれ以前の問題として、申込みに対する承諾が存在しない。一審判決は原告敗訴ですか？」

馬場「いいえ。非陪審審理を行った連邦地裁は、契約の成立は認めなかったのですが、被告の表示と行為を信頼した原告が不利益を被ったとの理由で、被告が当該表示と行為を否認することは妨げられると判断しました。裁定された賠償金は、現金支出の\$1,150 とラジオ 30 台の販売から期待し得る利益の逸失\$350 を合わせて、\$1,500 でした。被告は当然上訴しました。」

土井「ところで、フランチャイズ契約の内容はどうなっていましたか？」

千葉「契約不成立ですから、その内容は無関係でしょう。」

荒井「全く無関係とも言えないでしょう。一応検証する必要はありそうです。」

馬場「契約は予告なく随意に解約できることになっていました。その他に、エマーソン社にはラジオ卸売義務がなく、販売店にも特定数のラジオを販売する義務が課せられていませんでした。」

土井「被告としては当然その点を突いてくるでしょうね。フランチャイズ契約が成立していたと仮定しても、エマーソン社は随意に無償解約できるはずで、原告の事業開始準備の費用すら負担する必要はない。またエマーソン社には卸売義務がないのですから、原告が販売予約済みのラジオ 30 台は納入しなくとも良い。」

馬場「被告の上訴審での主張は土井君の言うとおりです。」

千葉「土井君が冴え渡っているので、私は一人落伍者の気分です。」(笑い)

荒井「私から種明かしをしましょう。期間の定めのない雇用契約は随意に解約できるため、似たような議論がしばしば起こるのです。約束手続に関するミネソタ州最高裁のブラウス事件判決 は一例です。」

馬場「コロンビア特別区の連邦控訴裁判所によれば、被告の主張は真実の問題点を見落としていることとなります。ここではフランチャイズの条項は無関係です。問題となるのは、フランチャイズが認められ、ラジオが

納入されるであろうとの被告の約束です。原告はその約束を信頼して、事業開始準備のため費用を掛けたのです。原告はそのことを知っていただけでなく、積極的に勧めてもいました。」

千葉「被告が今になって前言を翻して抗弁することは認められないのですね。」

馬場「連邦控訴裁判所の結論はこうです。本件で明らかにされたような種類の行為を信頼して自己の不利益に行動をした者は保護されなければなりません。それは、このような事情を作出した当事者に対し、自らが取った一連の行為から生じる当然の結果に反する主張を認めないことです。これが正義と公正取引の要請であると判決は言っています。」

土井「判決文に約束的禁反言の文字は現れないのですか？」

馬場「そうです。しかし判決は、エクウィタブル・エストoppelに言及した連邦最高裁のディッカーソン事件判決 から、次の文章を引用しています。『問題に関する法は十分に確立している。言葉または行為によって、それなくばあり得ぬ行為を他人に慫慂した者は、受けた期待を裏切って他人に損害を与えてはならない。斯かる立場の変更は厳しく禁じられる。・・・この救済は正義を実現するため常に適用される。』」

千葉「それはエクウィタブル・エストoppelと約束的禁反言を混同していることになりませんか？」

荒井「良く気が付かれました。(笑い) ボーダーライン上に在るのかも知れませんが、判例学説は一般にエマーソン事件判決を約束的禁反言法理の適用例と考えているようです。」

土井「原判決承認ですか？」

馬場「損害額について一部破棄されています。」

千葉「損害と言えば、現金支出の\$1,150 とラジオの販売に見込んだ期待利益の\$350 がありました。」

馬場「正しい損害賠償額は、フランチャイズ販売店が得られるとの言質を信頼して支出した損失であるため、逸失利益の\$350 を損害に含めるのは誤りであるとの判断でした。」

土井「約束的禁反言を請求原因とする訴訟では逸失利益を損害賠償額に含めないのが一般的なのでしょうか？」

荒井「いいえ。時間の制約もあり、今回は検討を見送りましたが、禁反言法理を真正面から論議した有名なホフマン事件判決 があります。」

馬場「ウィスコンシン州最高裁による 1965 年の判決ですね。」

荒井「原告が売却を余儀なくされた商品在庫と営業設備の妥当な市場価格を確定するためには、営業権の要素を証明しなければならず、その限度に於いて逸失利益が関係すると、州最高裁は言っています。約諾者の約束

を強制的に履行させるのではなく、約束的禁反言に基づく損害賠償請求訴訟では、不正を阻止するために必要であると裁判所が判断する金額が限度となります。要するに、機械的乃至経験則的解決手法は、ここでの損害賠償額の確定に相応しないのです。」

馬場「逸失利益は限定的または間接的に関係するのですね。」

荒井「そうです。抑も約束を強制することは必ずしも特定履行を意味しません。また、それは必ずしも違反に対する損害賠償金を意味しません。約束的禁反言法理に基づき損害賠償金として認められる金額は、約束された履行の価値であると共に、信頼に基づく原告の支出または立場の変更です。」

馬場「ここでの権利侵害は、原告から約束の利益を奪ったことではなく、原告が不利に立場を変更する原因を成したことです。」

荒井「そのとおりです。従って、損害賠償金が立場の変更に起因する損失を超過してはならず、約束の利益を下回ることはあっても、それ以上となることは決してあり得ないのです。」

千葉「難解ですが、おぼろげながら理解できました。第 2 次リステートメントで追加された文章が関係ありそうですね。」

土井「それは、『違反に与えられる救済は公正の観点から必要とされる限度に制限される。』を指すのですね。」

荒井「全員の理解が同一の水準に達したところで一服し（笑い）、その後に来る判例に移りましょう。」

曲は「ゴッド・セーヴ・ザ・クウィーン変奏曲」から「ラ・カンパネラ」に続く。テンポの速い難曲を軽快に弾きこなすからには、強靱な左手を持った名手に違いない。しかし荒井老人は奏者を明かさない。休憩の時間も過ぎ、再び熱心な議論が始まった。

馬場「私が続いて担当します。原告は独立共和党知事選候補者の選挙運動を支援する広告会社の広報担当役員ですが、対立する民主労農党の副知事候補者が過去に非合法集会で告発された事実と万引きで有罪判決を受けた事実を示す裁判記録を、情報源秘匿を条件に、「トリビューン」、「デスパッチ」の新聞 2 紙、AP 通信社、及び地元テレビ局の四社担当記者に情報として提供しました。しかしトリビューン、デスパッチ両紙の編集者が、取材記者の秘匿約束を無視して、情報源を明記した記事を新聞に掲載したため、原告は勤務先を解雇されました。両紙が過去に情報源の秘匿約束を反古にしたことはなく、取材源を暴露したのはこれが始めてで

す。また、通信社とテレビ局は約束を守りました。両紙はその後悪質な選挙戦略であると非難した記事を継続して掲載し、原告を揶揄した個人攻撃も行いました。そこで、原告が新聞社 2 社をミネソタ州のヘネピン・カウンティ地方裁判所に訴えたのです。」

土井「編集者が情報源を明らかにするからには、それなりの理由があったのでしょうか。」

馬場「記事が政治的謀略を主題とする物語でしたから、情報源の特定は情報自体と同程度に重要で、ニュース価値があったのです。それに、情報源を伏せると他人に嫌疑が掛かり誤解を招きかねず、加えて競合する他の報道機関が取材源を暴露するのも時間の問題であろうとの懸念が、編集者にはあったようです。」

千葉「請求原因は何でしたか？」

馬場「事実審裁判所は契約違反と欺瞞的不実表示 (fraudulent misrepresentation) を原因とする責任について陪審の判断を求めました。」

土井「後者は不法行為責任ですね。」

馬場「陪審は両原因について被告の責任を認め、両新聞社は連帯して填補的賠償金 \$200,000 の支払義務を負うとの評決を下しました。また陪審評決は不実表示に関して、両新聞社各々に対して \$250,000 の懲罰的損害賠償金を課すよう答申しました。」

千葉「当然ながら、被告は評決無視判決 (judgment notwithstanding the verdict) または再審理 (new trial) を申立てるでしょうね。」

馬場「しかし裁判所が申立てを却下して、陪審評決どおりの判決を下したため、被告は個々に控訴したのです。両控訴を併合して審理したミネソタ州控訴裁判所は、欺瞞的不実表示に基づく賠償責任は破棄しましたが、契約違反に基づく填補的賠償金 \$200,000 について原審判断を承認しました。」

荒井「将来的行為に関する欺瞞的不実表示は、たとえ表示行為が実現しなくとも、約諾者が約束時に履行の意思を持つ限り、成立しません。」

千葉「記者は秘匿約束を守る意思であったのに、編集者が情報源を公開したのでしたね。」

土井「不法行為責任が否定されるのなら、必然的に、懲罰的損害賠償金は破棄されますね。」

馬場「その他に控訴審では、本件契約違反訴訟が合衆国憲法第 1 修正が禁じる『州の行為』 (state action) に相当するか否かの問題と、秘匿約束が契約を構成するか否かの問題が争われました。」

千葉「第 1 修正と言えば、連邦議会に対して言論と報道の自由を制限する立

法を禁じていますね。しかし『州の行為』と言う表現は出てきません。」

荒井「第1修正は法の適正な過程(due process of law)を定める合衆国憲法第14修正を経由して、言論と報道の自由を制限する『州の行為』を禁じているものと解釈されています。なお、『州の行為』については市民権事件の連邦最高裁判決が指導的判例となっていることはご存じの方も多いでしょう。」

土井「争点は違憲と契約違反だけですか？肝心の約束的禁反言が出てこない。」

荒井「やがて出てくるでしょうから、急かさないで下さい。」(笑い)

馬場「控訴裁判所によれば、報道内容に関し私人間で取り交わされた合意を州が最終的に強制することは、第1修正により吟味すべき事項ではありません。言論を抑制する私人間の契約に中立的契約原理を適用することは第1修正を発動する州の行為ではないとの判断です。」

土井「私的救済を州法に従って裁判所に求める訴訟は州の行為を構成しないと判断した連邦最高裁判決もあります。」

馬場「控訴裁判所は利益衡量にも触れています。相手方の不履行によって損害を被っても救済が得られると、裁判所の公権力を信頼して、自由に契約を結んだ私人の期待を保護する政府の利益が、第1修正上の権利に優越するものと判断しています。」

荒井「言論には冷たい逆風効果(adverse or chilling effects)の意味合いもありますが、報道機関、ひいては社会全体への自由な情報の流れを促進するためには、秘密情報源を保護する利益もあるのですね。」

馬場「次は契約の成立如何ですが、原告が提供した裁判記録は新聞記者の秘匿約束に対する十分な約因であると判断されました。」

千葉「控訴院判決は、新聞2紙の契約違反に対する填補的賠償に関してのみ、原審を承認したのですね。」

土井「結局約束的禁反言は出てこなかった。」(笑い)

荒井「次の上告審で出てきます。」

馬場「ミネソタ州最高裁では大法廷による審理が進み、判決が下されました。」

欺瞞的不実表示に関する原審判断は承認されましたが、契約違反説は覆されました。契約が申込み、承諾、及び約因から成り、本件ではその3者に加えて違反が存在するように見えますが、問題はそれほど単純ではないと最高裁は言います。倫理上の義務と法律上の義務は概念的に同延ではないとの考えです。」

千葉「倫理上の義務と言いますと？」

馬場「記事の極秘情報源を守ることは重要な負託であり、職業倫理が要請する名誉と徳義です。秘匿約束を破ると第一に不名誉です。約束が守られ

ないと、第二に情報源が枯渇します。」

土井「秘匿約束を破ることが倫理的にも許容される場合もあるのでしょうか。」

荒井「情報源による偽りの発言を訂正するために暴露が必要とされることもあるでしょうし、新聞社が名誉毀損に基づく損害賠償を請求されたときにも情報源の公開を余儀なくされます。」

千葉「具体的に例を挙げて下さい。」

荒井「追及が厳しいですね。(笑い)オリヴァー・ノースと言う人を覚えていますか？」

土井「レーガン政権で国家安全保障会議の軍政部次長を務めていた海兵隊中佐です。イランに対して極秘裏に武器を供与し、その見返りに得た資金をニカラグアの反政府ゲリラに渡した嫌疑で解任されました。当時は英雄か、それとも悪人か、と全米の世論を二分しました。」

荒井「オリヴァー・ノースは議会公聴会で、アキレ・ラウロ号に関する情報漏洩は謀報活動を著しく危険に晒したと証言したのです。」

土井「アレキサンドリアからポートサイドに向けて航行中のイタリアの豪華客船がパレスチナ人ゲリラ・グループによりシージャックされた事件ですね。」

荒井「そうです。1985年10月に起きた事件です。ニュース・ウィーク誌は、即時に、ノース大佐自身が機密漏洩者であると暴露しました。」

馬場「ノース証言は私もテレビ中継を見えています。身を賭して政権を擁護しようとした涙の証言を、賛否は別にしても、感慨無くして聞いた視聴者は皆無の筈です。」

荒井「何時の間にか脱線したようです。(笑い)馬場君本論に戻って下さい。」

馬場「当事者が契約を意図しないとき法律上の契約は成立しません。また約束の交換があるからと言っても、常に法律上の拘束力が発生するとは限りません。報道機関の情報収集と言う特別の環境下では、情報源と記者が法的拘束力ある契約を結んだとは通常考えていない筈です。」

荒井「当事者は商業的乃至取引的意義に於ける申込みと承諾を意図していないのですね。記者の秘匿約束は倫理上の約束ですから、倫理上の義務だけでは契約は成立しません。」

馬場「州最高裁はこう言っています。各当事者は、相手方の信義のみによって保護され、将来何が起こるかの危険は自身で引受けたこととなります。換言すると、情報源秘匿約束は契約法に馴染まないのです。この特別な倫理関係に契約法原則を硬直的に強要すると、倫理関係で考慮すべき必要要件が排除されるため、正当な理由が失われるのです。」

千葉「原告の全面敗訴で事件決着ですね。」

馬場「いいえ、判決文はこれで終わったわけではありません。」

土井「二転三転ですね。」

荒井「いや、四転五転かも知れませんよ。」(笑い)

土井「そうそう、約束的禁反言が未だ現れていません。」

馬場「お待たせしました。(笑い) 秘匿約束が法的拘束力ある契約でないとしても、約束を強制するための手段が『他にあり得るのでは?』との疑問です。そこで、当事者の準備書面ではなく、口頭弁論で浮上したのが約束的禁反言です。」

千葉「事実上の契約が存在しないとき、法律上の契約が存在するものと推定するのが約束的禁反言の法理でした。」

馬場「ミネソタ州で確立した法理を州最高裁は次のように定義しています。受約者による明確な行為を誘発すべく期待して行われ、または論理上それを期待したと見なされる約束が、現実に行為の誘因となったとき、約束を強制することのみによって不公正が回避されるならば、その約束は拘束力あるものとされます。」

土井「原告を匿名の情報源として扱う記者の約束が存在したことは明白です。また約束が裁判記録提供の誘因となることを記者は期待していました。現実に、原告は記録を提供して不利益を被りました。」

馬場「しかし州最高裁が問題としたのは、約束的禁反言の第三要件、即ち約束を強制することのみによって不公正が回避されるか否かです。裁判所は約束が破棄されたすべての原因に立ち入らざるを得なくなると考えました。」

千葉「一般的に、契約であれば、当事者がどの様に合意しようと随意ですから、裁判所はその内容に注目することなく強制できますね。」

馬場「そうです。しかし約束を強制することが不公正かどうかを決定するとすると、報道の自由という憲法上の権利と秘匿約束を保護するコモン・ロー上の利益を比較考量する必要が生じます。」

土井「情報源のニュース価値や、記事に情報源を含めた編集者の権限や判断についても裁判所は是非判断を迫られます。」

馬場「本件秘匿約束が第 1 修正に典型的に関連する民主社会の精髓とも言うべき公開論争、即ち選挙運動に絡む政治的情報源から発生したことが決定的重要性を持ちます。そこで本件では、当事者間の信頼に任せ、法が容喙しないことが得策と最高裁は考えました。約束的禁反言の法理を援用して記者の秘匿約束に拘束力を与えると、合衆国憲法第 1 修正に違反する結果を招来すると州裁判所は結論付けました。」

土井「原告最後の望みも途絶えました。」(笑い)

荒井「いいえ、先ほど四転五転と言った筈です。」  
土井「希望を持って良いのですね。」(笑い)  
千葉「違憲審査となると、次は連邦最高裁ですね。」  
荒井「もう一度休憩をしましょう。」

荒井老人は別のレコードを選んだ。ウィニアフスキーの「スケルツォ・タランテラ」であることは直ぐ知れた。華麗な演奏と独特な音色から奏者は同一人らしい。続く曲が珍しい。エルガーの「ラ・カプリシューズ」とのこと。小気味よく演奏が続くので、研究会の方もこれから論議も活発になりそうだ。奏者の名は最後に聞くことにして議論を再開した。

馬場「連邦最高裁の法廷意見はホワイト判事が述べています。」  
土井「意見は分かれたのですか？」  
馬場「5対4の多数意見が法廷意見となりました。」  
千葉「ホワイト判事の経歴を聞かせて下さい。」  
荒井「ブライアン・アール・ホワイト(Brian R. White)は1917年生まれ、コロラド大学在学中は全米フットボール代表選手でした。イギリスのオクスフォード大学に短期間在籍したこともありますが、法律はイェール大学で学びました。学業の合間にプロ・フットボールでプレイをしています。」  
千葉「どこのチームですか？」(笑い)  
荒井「ピッツバーグ・スティーラーズに1シーズン、デトロイト・ライオンズに2シーズンです。」  
千葉「これは凄い。」(笑い)  
荒井「連邦最高裁のフレッド・ヴィンソン首席裁判官(Chief Justice Fred Vinson)の書記官を務めていたことありますが、デンヴァーで弁護士をしていた1960年には、海軍時代に知り合ったジョン・エフ・ケネディー(John F. Kennedy)の大統領選挙運動を熱心に応援しました。ケネディー政権の司法次官を務めた後、1962年にケネディー大統領から連邦最高裁判事に指名されました。1993年に退官しています。」  
馬場「連邦最高裁が最初に回答を求められたのは、約束手続禁反言に基づく私的訴訟原因が第14修正の『州の行為』に該当し、結果的に第1修正が発動されることになるか否かの問題です。」  
千葉「『州の行為』は先ほど説明のあったミネソタ州控訴裁判所の判決にも出てきましたね。」  
馬場「『州の行為』原理を適用して発生する法的義務はミネソタ州裁判所の公権力によって強制されるのですから、第14修正の意図する『州の行為』



を十分に構成します。」

土井「問題が第1修正の射程内に入ったのですね。」

馬場「そうです。そこで連邦最高裁が審理したのは、新聞社が情報と交換に原告に与えた秘匿約束を破ったとき、原告が約束手続の州法に基づき損害を請求することは合衆国憲法第1修正によって禁じられるか否かの問題でした。」

土井「答えは？」

馬場「否定でした。一般的に適用される法(generally applicable laws)は、単に新聞に対する法の適用が情報を蒐集し報道する新聞社の能力に付随的影響を及ぼすとの理由のみを以て、第1修正に背くことにはならないのです。」

千葉「一般的に適用される法とは、具体的にどの様なものでしょうか？」

荒井「情報蒐集のためであっても、家屋侵入は罰せられますし、記者は他の一般市民と同様に大陪審の召喚に応じ、刑事事件に関して情報源の秘匿を明かさなければなりません。」

土井「刑事関係だけですか？」

荒井「いいえ。著作権法に違反して著作物を出版することは新聞社と言えどもできません。労働関係法や労働基準法にも従う必要があります。独占禁止法に違反すること、税法に従うことも一般市民と同一です。連邦最高裁の多数意見は、先例にあるとおり、『新聞出版者が一般的法の適用から特に免除されることはなく、また他人の権利と自由を侵害する特別の権限を持たない』 ことには議論の余地が無いと言っているのです。」

馬場「ところで、ミネソタ州の約束手続法理は報道機関だけを選別して、標的にしたものではありません。全ての市民が行う日常の取引に一般的に適用される法理です。従って、報道機関にこの法理を適用することが第1修正により禁じられているとは言えないのです。」

千葉「法廷意見は理解できました。しかし反対意見の判事が多いのも気になります。何処に問題があるのですか？」

荒井「馬場君に代わって私が答えましょう。第1の論拠は、報道機関が合法的に入手した真実の情報を公表しても、州は、一層高次元の州権益を推進する必要性が存在しない限り、これを懲罰し得ないことです。」

土井「多数意見はこれにどう答えるのでしょうか？」

荒井「填補的賠償金は懲罰ではありません。当事者自身が相互の法的義務範囲を決定したのであり、真実の情報を公開することに制限が加えられたとしても、それは自らが課した制約です。」

千葉「反対意見の他の論拠は？」

荒井「第 1 修正が意図する保護の関連では、報道機関の権利ではなく、公共の権利が最重要です。その理由は、報道機関による情報の提供がなければ、投票に際して一般市民が賢明な判断を行い得ないことは言うに及ばず、議員も政府の施策一般に意見を述べ得ないこととなります。この公共の権益は利益衡量に際して不可欠な比重を占めるべきであると反対意見は言います。」

千葉「真実の報道が阻害される危険性を指摘して、もっともな意見だと思います。」(笑い)

荒井「真実の報道が阻害されるとしても、それは、約諾者に約束遵守を求めると言う一般的に適用されべき法を、報道機関に適用した付随的で、憲法上重要性を欠く結果に過ぎないと多数意見は一蹴しています。」

土井「連邦最高裁判決によって、填補的賠償金\$200,000 が確定したことになるのですか？」

馬場「事件はミネソタ州最高裁に差戻されました。」

荒井「州最高裁が審理すべきことは多いのです。約束的禁反言が州法上成立するか否か、陪審評決は約束的禁反言を基礎に維持できるか否か、州憲法上報道機関は約束的禁反言に基づく訴訟原因から保護されるか否かなどです。州最高裁が第 1 審の立場でこれらの問題に対して判断を下すこととなります。」

土井「我々の目指す約束的禁反言の検討と言う意味ではこれからが本論ですね。」

荒井「あながちそうとも言えません。今までの経過が迂遠のように思えるかも知れませんが、約束的禁反言の法理を特定の事実関係に適用する段になると、場合により、論議が広範囲に及ぶことを理解して欲しかったのです。」

千葉「審級を追って法律構成が展開する訴訟にも興味を抱きました。」

荒井「発題者の真意を理解する人が居て嬉しい限りです。」(笑い)

馬場「それでは、差戻しを受けたミネソタ州最高裁の再審判決に移ります。再び大法廷判決です。」

土井「事実審と控訴審では約束的禁反言は全く出てきませんでしたね。拘泥し過ぎるかも知れませんが。」(笑い)

荒井「実はそれが第一の問題です」

馬場「一般論として言えば、当事者は事実審で審理された法理に拘束されます。しかし稀には、事実審で持ち出されなかった法理が上級審裁判所の裁量によって採用されることがあります。」

千葉「裁量行使には基準があるのでしょね。」

荒井「基準とは言えないでしょうが、事実審では契約違反だけを主張した原告に対して控訴審で約束手続の法的強制可能性への主張変更を認めたウィスコンシン州最高裁と第 8 巡回区連邦控訴裁判所の先例があります。そこでは、原告の主張する事実が既に採用された証拠だけで立証可能なこと、及び被告には当該証拠について事実審で反論の機会が与えられていたことが主張変更を認める理由とされています。」

馬場「ミネソタ州最高裁によれば、争点は常に秘匿約束の法的強制可能性にあったため、約束手続を基礎にした訴訟手続きの続行を認めないと不公正となります。それに加えて、約束手続は本質的に原告が一貫して主張してきた契約理論の変形に過ぎないとの判断がありました。また証拠と相手方の反論機会については、荒井さんの指摘された連邦控訴裁判所判例と事情が同一です。」

千葉「被告にとって不意打ちとはならないのですね。」

馬場「判決文は、『これは、先例の無い新しい法的問題点であって、当初訴えが提起され、事実審理が行われたときに基礎となった理論に極めて類似する解決手法を、当裁判所が採用する初判例事件である。この特異な事情の下で、事件を約束手続法理に基づいて判断することを許容しても、被告に不公正とはならないと考える。』とっています。」

土井「州憲法の問題もありましたね。」

馬場「そうです。これが第 2 の問題です。ミネソタ州憲法第 1 条 3 項には、『報道の自由は永久に不可侵である。全ての人は全ての事項に関し自己の意見を自由に話し、書き、且つ公表することができる。しかし斯かる権利の濫用には責任を負う。』との規定があります。」

千葉「合衆国憲法第 1 修正とは表現が違いますね。」

馬場「そこで、新聞社は州憲法を連邦規定より広義に解釈すべきであると主張し、州最高裁もその可能性は認めました。しかし、本事件が情報源に対して与えた秘匿約束に強制力を附与すべきか否かが争われる初例であり、しかもこのような約束の一変形に過ぎないため、未だ連邦規定との関連性は十分に顕在化していないと州最高裁は判断したのです。」

土井「憲法論があれば当然公益論も出てくるでしょうね。」

荒井「これは鋭い。」(笑い)

馬場「重要情報の自由な流通を阻害するため、秘匿約束に強制力を与えることは公益に反すると被告は主張しました。しかしながら、州最高裁は原告を特定するニュース価値は公共の利益を根拠に秘匿約束を無効にするほど重要ではないと判断して、被告の主張を退けました。」

千葉「約束手続については、下級審の再審に回さず、州最高裁が判断し

たのですか？」

馬場「陪審、事実審判事、及び控訴審判事の前では約束手続が争点となっていないから、誰もこれについて判断を下していません。第1次上告審で一人の判事がエクウィティー上の禁反言に関して質問を發したことから急に浮上した法理論構成です。」

土井「原告には予期せざるを得ですね。」(笑い)

馬場「繰り返しとなりますが、第1次上告審で州最高裁はミネソタ州法としての禁反言法理を次のように表現していました。『受約者による明確な行為を誘発すべく期待して行われ、または論理上それを期待したと見なされる約束が、現実に行為の誘因となったとき、約束を強制することのみによって不公正が回避されるならば、その約束は拘束力あるものとされます。』法理が成立するためには、第1に約束が明確で(clear and definite)なければなりません。原告を匿名情報源とする記者の約束は、法律問題として、明確です。」

千葉「第2の要件は誘因ですね。」

馬場「受約者側に信頼を誘発させる約諾者の意思です。而も信頼の発生が受約者の不利益に転じることです。原告は記者の約束を信頼して裁判記録を提供し、匿名約束が破られたとき、原告は職を失いました。」

千葉「第3の要件は不公正の回避です。」

荒井「話がトントン拍子に進み小気味よい。」(笑い)

馬場「ここで注意を要するのは、法的判断の基準が、公正を実現するためには約束を強制すべきか否かにあるのではなく、不公正を回避するためには約束の強制が必要であるか否かにあることです。」

土井「公正な結果より不公正な結果の方が確かに認識は容易です。」

馬場「真実を報道するためであっても、原告の名を明らかにする必要はなく、取材源が対立知事候補者に近い筋にあることを公表すれば充分ですから、秘匿約束を強制しても被告に対する不公正とはなりません。」

土井「ところが、秘匿約束の破棄を黙認すれば、反対に原告側には不公正が生じますね。」

馬場「情報源秘匿約束を守ることの倫理的な重要性については、被告自身も認め、第三者の証人も一致して強調しています。報道界に籍を置く原告が匿名約束を求め、これを受けるとき信頼したのは、まさにこの永年続く報道界の伝統でした。約束を破棄する已むに已まれぬ必要性が証明されない以上、破棄の結果生じた損害を原告に賠償することは、不公正を回避するために必要であるとミネソタ州最高裁は判断したのです。」

千葉「残るのは損害賠償額の算定ですね。陪審評決にある\$200,000は契約違

反を理由にしたものです。これを約束手続にそのまま流用するわけにもいかないでしょう。」

土井「契約法第 2 次リステートメントのセクション 90 には、『違反に与えられる救済は公正の観点から必要とされる限度に制限される。』と定められています。」

荒井「ご二人の指摘は的確です。しかし、問題の是非は事実審裁判官の陪審に与えた説示の正否如何にあります。」

馬場「説示は次のとおりでした。『当事者は契約違反に対し次の損害のみを回収する権利がある。(a)違反自体から直接且つ事理通常の成り行きから自然に発生した損害、または(b)契約締結の時、当事者が知っていたか、または認識していたと論理上推定し得る特別事情の結果である損害。』

土井「お馴染みハドレー対バクセンデル事件の法理 ですね。」

馬場「そのミネソタ州・ヴァージョンと言えるでしょう。州最高裁判決によれば、被告の約束破棄を契約違反または約束手続法理の何れで把握しても、この約束違反に対する金銭賠償救済をこの説示が適切に規定していたのです。更に証拠から陪審の裁定した\$200,000 が支持できると判断して、州最高裁は損害賠償額決定のみのために差戻し再審を行う必要性を認めませんでした。」

荒井「長い報告でお疲れでしょう。馬場君ご苦労でした。」

土井「これで四転五転した訴訟もめでたく決着ですね。」(笑い)

千葉「今日は有益な話をいろいろ伺い、お陰で約束手続が腑気ながら理解できたようです。しかし事件の内容が未だ他人事に思えるのです。もっと現代的な適用を見たい感じがします。」

土井「ビジネス・シーンでの適用ですね。」

馬場「言われることは理解できます。しかしビジネス・シーンは和製英語でしょう。」(笑い)

荒井「和製英語かどうか判りませんが、普通なら"in the business and commercial context"と言うのでしょうか。今回は千葉君の希望に沿った事例を取上げます。当然ながら千葉君にも一部を担当してもらいましょう。」

千葉「藪をつついて蛇が出た。」(笑い)

荒井「今日のご苦労様でした。」

馬場・千葉・土井(異口同音に)「有り難うございました。」

荒井夫人がミルク・ティーとクッキーを出してくれた。流れる曲は聴くのが始めてではない。それもその筈、ショパンの「夜想曲 20 番」である。しかしピアノ演奏ではなく、ヴァイオリン演奏にピアノが伴奏している。ナタン

・ミルシュタインがヴァイオリン演奏用に編曲したものらしい。漸くにして馬場壮年がルッジェロ・リッチの名に気付いた。名だたるパガニーニ奏者であるだけではない。嘗て荒井老人がロンドン在住の頃、リッチの弟子であるマルコム・ヘンダーソンからヴァイオリンの手ほどきを受けた話を思い出したからである。ピッチカート奏法の続く「バンジョーとフィドル」を聞き終えたところで、三人は帰宅の途に付いた。

---

"Nemo potest mutare consilium suum in alterius injuriam." Justinian' Digest, 50, 17, 75.

Ricketts v. Scothorn, 77 N.W. 365 (Neb. 1898)

Commonwealth v. Scituate Savings Bank, 137 Mass. 301 (1884)

Siegel v. Spear & Co., 138 N.E. 414 (N.Y. 1923) ; 原告は被告から家具一式を月賦購入し、動産抵当を設定した。被告に手交した抵当証書には、月々の支払金額の他、抵当権者の承諾無しには家具をニュー・ヨーク市内の原告アパートから移動し得ない旨の記載があった。夏の間アパートを引払い、市内を離れたいと考えた原告は、被告営業所を訪ね、家具の保管について相談した。応対した被告の貸付係は、原告が被告倉庫に家具を持ち込みさえすれば、無償で家具を預かると答えた。家具に保険を付ける必要性を説いた貸付係は、原告に代わって保険を掛け、保険料は次回賦払金請求書に追加するから、原告がわざわざ保険手配を為すことは無用であると告げた。その方が保険料も安く済むとの話さえあった。原告が家具を被告倉庫に持ち込み預けた一ヶ月後、火災が発生し家具は焼損した。原告の提訴した損害賠償請求に対し、被告は家具附保契約には約因が存在しないと抗弁した。ニュー・ヨーク州最高裁は原告勝訴の原審判決を承認し、次のとおり判示した。(1)他人の動産を無償で保管する旨約した受託者は、動産上の抵当権者であっても、無償受託者の地位を失わないため、重過失によらない限り、動産破損の責任を負わない。本件では重過失はない。(2)原告のため保険を附保する旨任意に引受けた被告の約束は、無償寄託と結合して当事者間全取引の一部を構成する。この約束を信頼して家具を倉庫に引渡した原告の行為は約束に対する充分な約因となる。この判決は7人の判事全員一致の意見であるが、その中にはカードウゾウ判事が含まれていた。

Leon Lipson, The Allegheny College Case, 23 Yale L. Rep. No. 3 at 11 (1977)

Konefsky, Alfred S., How to Read, or at Least Not Misread, Cardozo in the Allegheny College Case, 36 Buffalo L. Rev. 645 (1987)

The American Law Institute, Restatement of the Law, Contracts §90 (1932); **"Promise Reasonably Inducing Definite and Substantial Action;** A promise which the promisor should reasonably expect to induce action or forbearance of a definite and substantial character on the part of the promisee and which does induce such action or forbearance is binding if injustice can be avoided only by enforcement of the promise."

The American Law Institute, Restatement of the Law, Contracts 2D §90 (1981); **"Promise Reasonably Inducing Action or Forbearance;** (1) A promise which the promisor should reasonably expect to induce action or forbearance on the part of the promisee or a third person and which does induce such action or forbearance is binding if injustice can be avoided only by enforcement of the promise. The remedy granted for breach may be limited as justice requires."

Goodman v. Dicker, 169 F.2d 684 (D.C. Cir. 1948)

Grouse v. Group Health Plan, Inc., 306 N.W.2d 114 (Minn. 1981) ; 薬科大学を卒業して間もない原告は、薬剤小売店に勤務する薬剤師であるが、就労環境が優れ、報酬水準の高い病院への転職を希望していた。病院経営会社の被告が薬剤師を募集中であることを、母校の就職斡旋部門から聞いた原告は、被告に願書を提出し、被告会社主任薬剤師の面接を受けた。その後被告会社総支配人と面接の機会を与えられた原告は、そこで会社の方針、手続き、給与水準等の説明を受けた。数ヶ月後主任薬剤師から、被告の経営する或るクリニックに薬剤師として採用する旨の連絡を受けた原告は、これを承諾し、現勤務先の退職には 2 週間の予告が必要であると述べた。同日他の病院から同種の採用通知を受けた原告は、これを拒絶し、更に薬剤小売店を既に退職したことの確認連絡を主任薬剤師に伝えた。数日後主任薬剤師は、原告を既に採用したこと、または採用考慮中であることを総支配人に報告したが、総支配人から会社の採用方針には、好評紹介状、背景調査、及び総支配人の承認が含まれていることを指摘された。ところが、主任薬剤師は好評紹介状を何処からも入手できず、総支配人は他の応募者を採用した。原告は常勤勤務先を容易に回復できず、その結果賃金の損失を被った。原告は本件損害賠償請求訴訟を提起したが、事実審裁判官は請求に請求原因が伴わないと判断した。ところが、上訴審のミネソタ州最高裁は、本件に適用すべき契約法原則は、契約法第 1 次リステートメントのセクション 90 に述べられた約束的禁反言であると判断して、事実としての契約が存在しないとき、法としての契約を含意するのがその効果であると指摘している。裁判では随意に解除できる雇用契約が履行期前に拒絶されたとき、損害賠償請求訴訟を提起し得るか否かが争われた。しかし約束的

禁反言法理の本件事実関係への適用を認めた最高裁は、救済は原告の信頼を基準に裁定した公正な損害に限定されると指摘した上、賠償額を確定するため、原審に差し戻した。

Dickerson v. Colgrove, 100 U.S. 578, 580 (1879) ; ミシガン州に土地（農場）を所有する A が死亡した。その子 B（兄）と C（妹）の二人だけが法定相続人であった。D は C から土地の譲渡を受け、占有を取得した。その後 B の存在を知った D はカリフォルニア州に住む B に手紙を送り、何らかの権益を主張するか否か照会した。B はミシガン州に住む C に以下の内容の手紙を書いた。「D から手紙を受けた。D は私が土地に対して何らかの権益を主張するか否か知りたがっていた。D が私のことで何も心配することはないと、君から D に伝えても良い。幸いに私は当地で富裕に暮らしている。ミシガン州にあるものは全て君が権益を主張しても良い。この手紙で D には十分な回答になっている筈だ。ミシガン州にある私の所有物全てを、また必要ならそれ以上のものを、君に与えるつもりだった。」手紙の内容を知り安堵した D は、何らの保全策を取ることなく、有価約因と引き替えに土地を権限担保約款付きで E に譲渡した。E は土地を占有し改良を施した。その後、権限不担保条件で B から土地の B 持分を譲受した F が E に対して占有回復訴訟を提起した。連邦最高裁は次のように判示して、F の請求を斥けた。(1)B から C への手紙は「行為による禁反言」(estoppel in pais)としての効果を生じ、B が D に対して請求することは禁じられる。またこれは訴訟に於いて有効な抗弁となる。(2)F は権限不担保で B から土地の譲渡を受けたため、善意の買主ではない。F が何らかの権益を取得したとしても、それは D 及びその承継人である E の有するコモン・ロー上及びエクウィティー上の権利全てに従属する。

なお、本文に引用した判決文の直後に、「エクウィティー上の禁反言は防禦のみに使用可能であり、攻撃の武器として用いることはできない。」との記述がある。本文の別の箇所では述べるとおり、これが約束手続の禁反言との相違点である。

Hoffman v. Red Owl Stores, Inc., 133 N.W.2d 267 (1965) ; ウィスコンシン州、ワウトマでパン屋を所有し、経営していた原告の Hoffman 夫妻は、被告のレッド・オウル・ストアズが営業権を与える食料品雑貨フランチャイズ店の経営に興味を抱いた。被告の代理人は、原告が\$18,000 の現金を準備すれば、チルトンで開店するための営業権が被告から認められるであろうと、再三再四原告に確約した。フランチャイズの契約条件が合意に至っていないにも拘わらず、被告代理人はその確約を信頼するよう原告を促し、その結果、原告は多大の経費負担が発生する可能性ある多くの特定行為（土地



の購入、試験店の営業、住居の移転など)を被告代理人の希望どおり行った。被告代理人は、おそらく原告の財務状態やフランチャイズ店の資金調達に関して被告の経理責任者と協議せずに、\$18,000 で足りると原告に伝えていたようである。しかし経理責任者が協議に加わった時、必要資金は劇的に増大し、取引は物別れに終わった。原告の信頼が発生しているのは、開店する町も決まらず、店舗の仕様や賃貸借契約の条項に関する当事者合意も未だ為されない商談の極く初期段階であったため、強制力あるフランチャイズ契約が存在するとは原告自身にも想定し得なかった筈である。したがって契約違反の責任は問えない。同様に不実表示の不法行為責任も、被告代理人自身が\$18,000 の資金で充分であると当時考えていたため、問題とならない。そこで裁判所は約束手続の法理に基づき被告の責任を認めることとなった。

Cohen v. Cowles Media Co., 445 N.W.2d 248, 262 (Minn. App. 1989)

Civil Rights Cases, 109 U.S. 3 (1883)

Tulsa Professional Collection Services, Inc. v. Pope, 485 U.S. 478 (1988)

Cohen v. Cowles Media Co., 457 N.W.2d 199 (Minn. 1990)

Cohen v. Cowles Media Co., 501 U.S. 663 (1991)

Associated Press v. NLRB, 301 U.S. 103 (1937)

Cohen v. Cowles Media Co., 479 N.W.2d 387 (Minn. 1992)

Babler v. Roelli, 159 N.W.2d 694, 697 (Wis. 1968); Ruzicka v. Conde Nast Publications, Inc., 939 F.2d 578, 582-83 (8th Cir. 1991)

ハドレー対バクセンデール事件の法理については、安藤誠二「イギリス契約法の継受(その1)」海事法研究会誌第149号(1999年4月号)20-33頁を見よ。

(註)初出:「海事法研究会誌」(第152号)「やさしく学ぶアメリカ契約法第6回」1999.10.1(社)日本海運集会所

© Copyright 2006 SEIJI ANDO All Rights Reserved